

安心で個性ある地域の形成

地下空間における避難対策施設に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

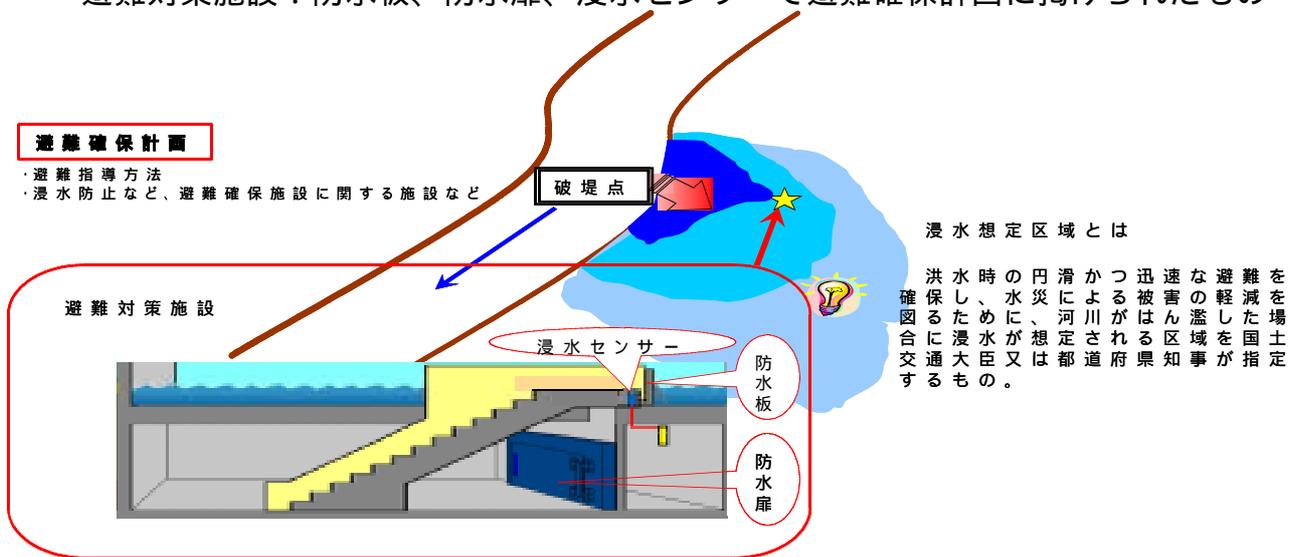
豪雨災害時における地下空間の利用者の安全を確保するため、浸水想定区域内の地下街などの管理者等が設ける避難対策施設に係る特例措置を創設する。

【特例措置の内容】

浸水想定区域内の地下街等において避難対策施設を設置等する際の固定資産税、都市計画税に係る課税標準の特例措置（5年間 1/2）

* 地下街等：地下街、地下鉄駅、地下に設けられた商業施設等

* 避難対策施設：防水板、防水扉、浸水センサーで避難確保計画に掲げられたもの

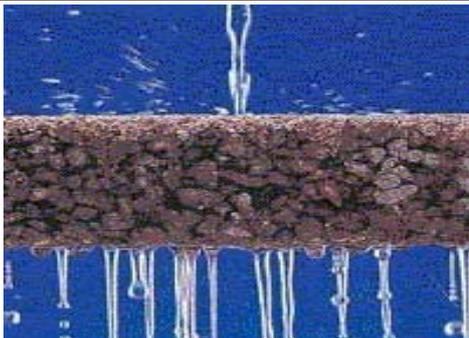


雨水貯留・利用浸透施設に係る特例措置の延長及び拡充（所得税・法人税）

雨水貯留・利用浸透施設に係る所得税・法人税の割増償却制度（5年間10%）の適用期限を2年延長する。

あわせて雨水を貯留する施設と同等の雨水流出抑制効果を有する透水性舗装についても割増償却制度の対象とする。

透水性舗装等の表層の透水能力



透水性舗装等の施工事例



半島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充並びに離島振興対策実施地域に係る特例措置の延長（所得税・法人税）

< 半島振興 >

半島振興対策実施地域において、製造業、観光業等の立地を促進し、所得水準の向上と雇用の場の確保による地域の活性化を図るため、製造業の用に供する設備に係る特別償却の適用期限を2年延長するとともに、特例措置の対象に旅館業の用に供する建物及びその附属設備を追加する。

《所得税・法人税の特別償却》

製造業 2年延長

適用事例

梅干製造用
機械の増設



ワイン製造用
建物の新設



旅館業 拡充

施設例

体験観光の
できる旅館



保養観光の
できる旅館



< 離島振興 >

離島の特性に即した産業の育成と観光の振興による人口の定着と国土の均衡ある発展を図るとともに、主要産業である農林水産業と観光業の連携による地域間交流を促進するため、離島振興対策実施地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却の適用期限を2年延長する。

《所得税・法人税の特別償却》

製造業等 2年延長

適用事例

加工場機械
の増設



旅館の新設

